

〔研究ノート〕

法学部の専門教育に関する比較検討

— その2・スポーツ系コース編 —

大村 芳 昭

1. はじめに
2. 今回検討する大学
3. 法学部の概要と教育目標
4. スポーツ系コースの概要と教育目標
5. スポーツ系コースの専門科目設置状況
6. スポーツ系コースの卒業要件
7. 認証評価機関からの評価
8. 考察

1. はじめに

前号（中央学院大学法学論叢第29巻第2号・通巻第45号、2016年3月発行）において筆者は、研究ノートとして「法学部の専門教育に関する比較検討—その1・旧帝国大学編—」を公表した。同稿では、日本の法学部のある意味でリードしてきたとも言える旧帝国大学系7大学（北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学）の法学部について、各学部に関する公表された情報をもとに、専門教育の概要を把握し、特に法学科目の教育の占める割合について注意深く検討した。その結果、これらの大学の中でも専門教育のあり方については、大学ごとに異なる考え方が採られていること、また法律科目についても、将来の進路に

応じてある程度の履修を必修として求める学部もあれば、学生の自主性を尊重し必修科目をほとんど置かない学部もあるのであって、それらを越えてすべての法学部に共通する画一的な「法学部らしさ」のようなものがあるとは断言できないことがわかった。

それを受けて今回は、法学部のスポーツ系コースについて、専門教育、特に法学教育の位置づけや比重などを概観することによって、前回同様、画一的な「法学部らしさ」が現実に存在しているのかどうか、検証することとしたい。

そもそも全国の法学部には、私の個人的な分類によれば、「法学一般系」「司法・法曹系」「政治・行政・公務員系」「経済・経営・商学系」「社会・文化系」「国際系」「スポーツ系」などの学科やコースが存在するが、「スポーツ系」はそれらの中でもかなり希少価値の高い存在であるように思われる。筆者の認識する限りでは、現存する法学部スポーツ系コースは下記の5コースに過ぎない。そして、スポーツ系コースにおける専門教育のあり方が法学部としての教育方針とどう整合するのか、という点が検討対象として認識されるようなケースも生じていると聞いている。そこでこの際、「法学部」と「スポーツ系コース」がどのように両立するのかを実証的に示してみたいと考えた次第である。

なお、前回は同様であるが、今回も各大学に関する情報は、もっぱらインターネット上で閲覧ないしダウンロード可能な各大学の公式サイトおよび大学の公的文書に記載されているものに基づく（閲覧時期は2015年7月～2016年2月の間である）。

2. 今回検討する大学

筆者の調べたところによれば、全国の大学のうち、法学部にスポーツ系のコースを有するのは以下の5大学であり（大学名50音順）、そのいずれもが学士（法学）を授与する課程となっている（各大学の公式サイトで確認済

み)。

- ・清和大学法学部スポーツ法コース
- ・中央学院大学法学部スポーツシステムコース
- ・桐蔭横浜大学法学部スポーツ法学コース
- ・平成国際大学法学部スポーツ福祉政策コース
- ・宮崎産業経営大学法学部スポーツ法学コース

そこで、これらのうち4つの大学の法学部スポーツ系コース（中央学院大学法学部は筆者の勤務先であるため、今回の検討対象からは外すこととする。）について、以下、冒頭の目次に掲げた項目を検討することとしたい。

3. 法学部の概要と教育目標

まず、今回の検討対象である4つの法学部について、それぞれの教育目標を確認する。

(1) 清和大学法学部

清和大学法学部の教育目標は、公式サイト「大学案内」のページで、「(a) 法学基礎教育の充実、(b) 現代社会の情報化・多様化への対応、(c) 実学重視、(d) 国際化時代への対応」の4点であると述べられている。

また、法学部法律学科のカリキュラムポリシーとしては、3コース制（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）の採用を前提とした上で、以下の3点を挙げている。

「1. (前略) 基礎科目と専門教育科目とから構成され、いずれのコースであっても、法律の基礎知識及び法的な考え方（リーガルマインド）は必要不可欠です。そのため、入学初年度から法律基本科目や導入演習科目を必修とします。また、地域社会や国際社会のなかで活躍できる人材を育成するため、外国語及びICT（情報通信技術）関連科目を必修に含めます。

2. 論理的思考、コミュニケーション力等を身につけるため、全ての学年

次に少人数の討論によって進めるゼミ形式での演習授業を多く用意します。

3. 幅広く深い教養を身に付け、豊かな人間性を涵養ため、多様かつ多数の教養科目を用意します。」

続いてカリキュラム説明のページでは、カリキュラムの特色として12点が挙げられているが、特に注目したいのは「基礎学力の充実」と「フレキシブルな卒業単位数」の2点である。「基礎学力の充実」については、1年次に「法学入門」「民法／刑法／憲法／行政法概論」といった入門科目で法学に関する基礎学力の充実を図り、また「セミナーⅠ／Ⅱ」では少人数で図書館の使い方、ノートやレポートの書き方などの学習方法を学ぶとしている。そして、その後憲法、刑法、民法総則といった基本的な専門科目を学習し、次第に他の法分野に移行することが想定されている。他方、「フレキシブルな卒業単位数」については、卒業要件は最低128単位であること、旧来は科目を細かく分野別に分類し、それぞれ所定単位の履修を求めていたが、限られた必修科目以外の分野別必要単位をなくし、各自の必要性や興味関心に従って履修する方法に変更した、とのことである。また、1年次を除いて各科目の配当学年を外し、科目によっては他の科目を履修したことが履修の前提になるものがあるものの、基本的には各自の学習の程度に応じて積極的に勉強を進めることができる、としている。

(2) 桐蔭横浜大学法学部

桐蔭横浜大学法学部の教育研究上の目的は、公式サイトによれば「基本的な法律制度の理解を基礎とし、法理論及び法政策を教授し、もって法的思考能力を備えた人材を養成する」ことにある。また、同学部は法律学科のみからなるが、その法律学科の教育研究上の目的は、公式サイトによれば「現代社会における諸問題に即して法的思考能力をかん養し、倫理性と人間力を備えた人材を養成する」ことにある。

法学部のカリキュラムポリシーにおいては、「多様な学生の進路に対応

した授業カリキュラムを整える」とした上で、「最も多人数の、警察官、刑務官をめざすコースだけではなく、地方公務員、さらには、法律専門家をめざす学生の指導体制を整え」、「一般企業に就職する者、自営業を営む者にとって大切な法的リテラシーを身に着けさせ」、また「スポーツに力を注ぐ学生に対しても、教員免許が取れるように」し、さらには「海外留学の活用、外国語の鍛錬を通じて、グローバル人材を育成する」としている。

桐蔭横浜大学法学部は2013年度からコース制を採用しており、学生は将来のキャリアイメージにあわせて「法曹・公務員コース」「警察官・消防官志望コース」「企業ビジネスコース」の3コースから1つを選択する（途中変更も可能とされている）。また、それら3コース以外に「スポーツ法学コース」「教職コース」（中学校社会及び高校公民の教員免許取得が可能）の2つの特殊コースが設置されており、学生は上記3コースと同時に履修することができる。

同学部のコース制の特色については、公式サイトで法学部トップで次のように述べられている。「従来の法学部の枠組みにとらわれないバラエティーに富んだコースで、学生一人ひとりの多様なニーズに応えています。各コースは卒業要件とは関連させず柔軟な形式で設定されているため、進路や資格取得を見据えて、いつでも横断的な変更が可能。」そして、コースごとに「推奨科目」として一定数の専門教育科目と一般教育科目がリストアップされている。

（3）平成国際大学法学部

平成国際大学法学部の教育目的は、公式サイトで法学部紹介ページによると、「（1）国際化・情報化時代に貢献し、（2）法分野の実務に強く、政治行政分野、現代社会の複雑な課題に対する問題解決能力を有する人材の養成においてい」る。

法学部は法学科のみからなるが、法学科には「法律一般」「政治行政」

「経営法務」「スポーツ福祉政策」の4つのコースが設けられている。各コースの関係については「履修制限を緩やかにして、多様な組み合わせの履修が可能になってい」る。学部紹介の中で各コースの概要を説明しているのは当然としても、あえてコース紹介ではなく学部全体の紹介の中で項目をわけて「法学部としてはユニークなスポーツ福祉政策コースを設けていること」を法学部法学科の特色として挙げていることは、同学部全体の中でスポーツ福祉政策コースが重要な位置づけと高い評価を与えられていることを示しているように筆者には思われる。

(4) 宮崎産業経営大学法学部

宮崎産業経営大学法学部の教育目的は、公式サイト上の法学部紹介によれば、「法学の専門知識と技能を体系的に教授研究し、法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性を兼ね備え、地域に貢献しうる人材を養成すること」とされている。そして、その目的を達成するための教育の特徴としては、「法律学の基礎をしっかりと学ぶことができます。」「公務員受験・国家資格取得の支援科目が充実しています。」「課外講義も充実しています（国家大計塾、宅建チャレンジ塾、リーガルマイスター養成塾など）」の3項目を挙げている。

法学部には、多様な進路に進む学生のために「行政システムコース」「法律実践コース」「スポーツ法学コース」の3つのコースが設置されており、それぞれが将来の進路を想定してカリキュラムを構築している。中でも、スポーツ系のコースについては、法学部に設置されたスポーツ法学コースと、同大学のもうひとつの学部である経営学部設置されたスポーツマネジメントコースは、公式サイト上の「学部・コース」の欄ではまとめて「スポーツコース」として紹介され、「スポーツにおける法的問題・経営的問題を考察する／スポーツ・健康ビジネスに対応する人材の育成」を目指すコースとして説明されており、同大学内でこれらのコースが重視されていることが伺われる。

4. スポーツ系コースの概要と教育目標

次に、これらの法学部のスポーツ系コースについて、その概要や教育目標などを確認してみたい。

(1) 清和大学法学部

公式サイト「3コース制の特色」によると、スポーツ法コースの特色は「文武両道で社会に貢献できる人材育成」であり、詳しくは以下のように説明されている。「柔道・剣道・野球・女子ソフトボール・陸上競技の分野において、高い運動能力を有する学生が、スポーツだけでなく法学分野の幅広い知識を学び、卒業後文武両道で社会に貢献できる人材育成をめざします。本学の特色である公務員試験対策講座や資格取得対策講座も受講でき、運動経験を活かした就職先として警察官・消防官・自衛官・民間の警備関係などへ多数の合格者を出すことを目指します。」

他方、コース別説明のページでは、スポーツ法コースは「スポーツと法のスペシャリストを目指す」コースとして紹介され、「法学領域の幅広い知識を修得する中で、特に「スポーツ」をキーワードとした分野について学びます」として、スポーツ仲裁制度などの具体的な例が挙げられている。また、コースの内容としては、「本学の強化指定運動部に所属する学生が、それぞれの専門種目を極めながら「スポーツと法」について学びます。法律学を柱としたカリキュラムの中に、心技体の充実を目指した体育学の理論と実践が組み込まれているのが本コースの特徴です」とされている。

(2) 桐蔭横浜大学法学部

公式サイト上の学科紹介によれば、スポーツ法学コースとは、「本格的なスポーツ活動を継続しながら法律学の学習をする学生を対象とするコー

ス」であり、「スポーツ活動と勉学を両立することができるよう、特別な卒業要件や時間割を設定して」おり、「スポーツ関係科目も充実している」とのことである。上記3(2)で述べたように、スポーツ法学コースはそれだけを単独で履修するのではなく、「法曹・公務員コース」「警察官・消防官志望コース」「企業ビジネスコース」の3コースから1つを選択した学生が、それと同時に履修するものである。そのためか、他の大学と同じようなコースとしての教育目的は、筆者が気づいた限りでは掲げられていない。

(3) 平成国際大学法学部

公式サイトのコース紹介によれば、スポーツ福祉政策コースは「法学的な視野を通してスポーツ、福祉の世界を学ぶ」コースとされている。コース名を見る限りでは「スポーツ」と「福祉」の関係が若干気になるころではあるが、続くコース紹介では「本格的な高齢化社会を迎え、スポーツを楽しみ、健康である人生を送ることのできる社会をつくるのが急務となっています。本コースは、リーガルマインドを持った実務能力に優れたスポーツのスペシャリストや、法学を基盤にした広い視野の福祉マインドを持つ人材を目指す人に適しています。」とあり、「スポーツ」と「福祉」は別個のものとしてではなく、「高齢化社会におけるスポーツ」という形で結びついていることが理解できる。

コースの特徴としては、「スポーツ・福祉マインドを持つ人材の育成」「法学的素養を備えた人材の育成」「社会の課題に対する企画力・提案力を持つ人材の育成」の3点が挙げられており、将来の進路の例としては、スポーツインストラクターやスポーツ関連企業が挙げられているほか、社会の解決すべき課題や問題を自ら発見し、考え、実行して答えを出す力を持った人材を幅広く育成しようとする姿勢が表現されているように思われる。

(4) 宮崎産業経営大学法学部

公式サイトによれば、スポーツ法学コースは「スポーツサークルでのスポーツ活動をおこない、さらに法知識を習得して、スポーツ関連の職業を目指す者が集まるコース」であり、「一般企業、公務員、地域のスポーツ指導員、スポーツ関連機器の製造・販売企業、教員などをを目指す学生が学んでいます」とされている。また、コース Q&A では、同コースの学生が将来目指す職業として、警察官、自衛官、消防士等が挙げられている。

5. スポーツ系コースの専門科目設置状況

次に、上記4で示した各コースの特色や教育目的を達成するため、各コースではどのような専門科目を配置しているのか、その概要を見てみたい。

(1) 清和大学法学部

「専門教育科目」として92科目の授業が設置されており、そのすべてが semester 科目であるが、その主な内訳は次の通りである（分類の名称は筆者独自のものである。全体的な傾向を把握することを目的とするため、必ずしも学問的な観点からの厳密な分類にはなっていない可能性があるが、ご容赦願いたい。以下同じ）。

- ①実定法関連科目（本稿では法学入門を含めて考える。以下同じ）：57科目
- ②基礎法関連科目：6科目（法哲学ⅠⅡ、英米法ⅠⅡ、独法ⅠⅡ）
- ③政治・行政関連科目：4科目（政治学ⅠⅡ、国際関係論ⅠⅡ）
- ④経済・経営関連科目：13科目
- ⑤ゼミ・演習・研究会：8科目

専門教育科目の半数以上が実定法関連科目であり、それに次いで経済・経営関連科目が充実しているが、基礎法関連科目や政治・行政関連科目の設置はかなり絞り込んだものになっていることがわかる。

実定法関連科目の内訳をみると、憲法・行政法分野が11科目、民法分野が23科目、刑事法分野が7科目、社会・経済法分野が6科目、国際関係法分野が4科目などとなっている。

なお、スポーツ関連の専門教育科目はスポーツ法の1科目にとどまっている。

(2) 桐蔭横浜大学法学部

専門教育科目として96科目が設置されており、その大部分が Semester 科目であるが、一部に通年科目も見られる。その主な内訳は次の通りである。

- ①実定法関連科目：53科目
- ②基礎法関連科目：8科目（西洋刑事法制史、日本刑事法制史、法社会学、ドイツ法、フランス法、中国法、比較法、中国の法とビジネス）
- ③政治・行政関連科目：8科目（比較政治制度論ⅠⅡ、政治思想史、国際政治論、政府活動の基礎、外交史、政治過程・地方自治、政治理論）
- ④経済・経営関連科目：3科目（簿記論ⅠⅡ、マーケティング）
- ⑤ゼミ・演習：16科目（本稿では模擬裁判を含む。以下同じ）

清和大学法学部と同様に専門教育科目の半数以上が実定法関連科目であり、それに次いで各種演習が充実しているが、その他の科目の設置はかなり絞り込んだものになっていることがわかる。

実定法関連科目の内訳をみると、憲法・行政法分野が9科目、民法分野が25科目、刑事法分野が4科目、社会・経済法分野が6科目、国際関係法分野が3科目などとなっている。

なお、スポーツ関連の専門教育科目はスポーツ法学の1科目にとどまっている。

(3) 平成国際大学法学部

専門科目として124科目が設置されており、Semester 制を基本として

いるようであるが、その主な内訳は次の通りである。

- ①実定法関連科目：34科目
- ②基礎法関連科目：2科目（EU法、法制史）
- ③政治・行政関連科目：16科目
- ④経済・経営関連科目：16科目
- ⑤スポーツ・福祉関連科目：11科目
- ⑥社会関連科目：12科目

専門科目に占める法学関連科目の割合は4分の1強と低いが、その代わりに、政治・行政関連科目や経済・経営関連科目、さらにはスポーツ・福祉関連科目を充実させている。他方、基礎法関連科目は極端なほどに絞り込まれている。

実定法関連科目の内訳をみると、憲法・行政法分野が8科目、民法分野が12科目、刑事法分野が4科目、社会・経済法分野が6科目、国際関係法分野が3科目などとなっている。

（4）宮崎産業経営大学法学部

専門教育科目として113科目が設置されており、通年科目とセメスター科目が混在している。その主な内訳は以下の通りである。

- ①実定法関連科目：29科目
- ②基礎法関連科目：5科目（法制史、共生社会と法、法思想史、法文化史 AB)
- ③政治・行政関連科目：6科目（憲政史、政治史、スポーツ行政学、経済政策、財政学 AB)
- ④経済・経営関連科目：16科目
- ⑤進路支援科目：9科目（インターンシップ、法学検定対策、TOEIC セミナー 一等)
- ⑥演習：7科目
- ⑦自由科目：26科目（教職関連科目)

専門教育科目に占める法学関連科目の割合は平成国際大学法学部と同様に4分の1強で低いが、その代わり、経済・経営関連科目、演習、進路支援科目、自由科目といった多様な授業科目を取り揃えている。

実定法科目の内訳を見てみると、憲法・行政法分野が7科目、民法分野が11科目、刑事法分野が3科目、社会・経済法分野が4科目などとなっている。

なお、スポーツ関連科目としては、スポーツ法学、スポーツ行政学、スポーツ経営論、スポーツマーケティング、スポーツ産業論の5科目がある。

6. スポーツ系コースの卒業要件

では、これらのコースの卒業要件を、法律科目の履修要件に注目しながら見てみたい。

(1) 清和大学法学部

スポーツ法コースを卒業するのに必要な修得単位数は合計128単位である。そのうち、基礎科目から34単位、専門教育科目から64単位を修得し、加えて全分野から30単位以上を修得する必要がある。

専門教育科目のうちどの科目が必修となるかはコースによって異なるが、スポーツ法コースの場合には、法学入門、憲法概論、行政法概論、民法概論、商法概論、刑法概論、プレゼミⅠ、同Ⅱ、スポーツ法の合計9科目18単位（うち法律科目は7科目14単位）が必修であり、また研究会ⅠⅡの4単位が必修となっているので、必修は11科目22単位となる。

専門教育科目の必修単位64単位から以上の22単位を除いた42単位を、研究会を除いた専門教育科目の中から履修しなければならないことになるが、専門教育科目のうちスポーツ法コースにとって必修である8科目16単位を除いたものの中に、法律科目でない科目が25科目50単位含まれてお

り、もしそのすべての単位を修得することができるのであれば、上記42単位は満たされることとなるので、必修科目以外の法律科目を履修することなく卒業要件を満たすことができそうである（ただし、具体的な時間割等により事情が異なる可能性があり、本稿ではそこまでは踏み込むことができないため、その点は留保することとしたい。以下同じ）。もしそうだとすれば、スポーツ法コースにおける法律科目の必要修得単位数は14単位ということになる。

（2） 桐蔭横浜大学法学部

スポーツ法学コースを卒業するのに必要な修得単位数は合計124単位である。そのうち、一般教養科目から40単位、専門教育科目から60単位を修得し、加えて全分野から24単位以上を修得する必要がある。

専門教育科目のうちどの科目が必修となるかはコースと関係なく決まっており、必修科目は憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、刑法Ⅰ、名著を読む演習Ⅰ・Ⅱ、法律演習Ⅰ・Ⅱの10科目20単位（うち法律科目は8科目16単位）とされている。

専門教育科目の必修単位60単位から以上の20単位を除いた40単位の履修方法について特段の制約はないが、専門教育科目の中には法律科目でない科目（犯罪学、犯罪対策、保険と生活、生活と税を含み、メディアエイション交渉を除く）が25科目50単位含まれており、もしそのすべての単位を修得することができるのであれば、上記40単位は満たされることとなるので、3コースの何れかを修了することだけを考えるのであれば、必修科目以外の法律科目を履修することなく卒業要件を満たすことができそうである。

ただ、スポーツ法コースは3コースの何れかと同時履修するものとされ、コース推奨科目があるため、そのすべてを修得しようとするのであれば、必修でない法律科目を12科目24単位修得しなければならない。この場合、法律科目の必要修得単位数は上記の16単位に24単位を加えた40単位となる。

(3) 平成国際大学法学部

スポーツ福祉政策コースを卒業するのに必要な修得単位数は合計124単位である。そのうち、言語系科目から4単位以上、共通科目から20単位以上、専門科目から64単位以上（うち基礎科目から16単位以上、そのうち必修14単位、コース科目から48単位以上、うち所属コースの科目から20単位以上）、演習科目から12単位以上、そしてさらに全体から24単位を修得する必要がある。

専門科目のうちどの科目が必修となるかは全コース共通で、法学、憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ（入門）、民法Ⅱ（総則）、政治学Ⅰ（基礎）、経済学Ⅰ（基礎）の7科目14単位（うち法律科目は5科目10単位）となっている。

専門科目の必修単位64単位から上の7科目14単位と選択必修（日本政治史、福祉政策論、刑法Ⅰ（総論）、社会学、経営学、現代社会論、政治学原論の7科目）からの1科目2単位（刑法Ⅰ以外を選んだと仮定する）、計8科目16単位を除いた24科目48単位のうちの10科目20単位をスポーツ福祉政策コースの専門科目から、残りの14科目28単位を他コースの専門科目から修得しなければならない。そこで考えると、スポーツ福祉政策コースの専門科目のうち法律科目でないものが23科目46単位あるので、そこから法律科目以外の10科目20単位を修得することは可能であろう。次に、23科目46単位から上記10科目20単位を除いた残りの13科目26単位と、他コースのみの専門科目のうち法律科目でない科目（地域研究を除いて19科目38単位）との合計32科目64単位の中から14科目28単位を修得することも十分に可能なように思われる。さらに、全体から修得すべき最後の12科目24単位についても、上記32科目64単位の中から履修することは計算上不可能ではない。もしそうだとすれば、法律科目の必要修得単位数は10単位となる。

(4) 宮崎産業経営大学法学部

スポーツ法学コースを卒業するのに必要な修得単位数は合計136単位である。そのうち、総合教育科目から36単位以上（うち必修12単位）を、専

門教育科目から100単位以上（うち必修38単位）を修得する必要がある。

専門教育科目のうちどの科目が必修となるかは、コース指定科目を除いてコースに関係なく決まっており、法学、憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ（入門）、民法Ⅱ（総則）、政治学Ⅰ（基礎）、経済学Ⅰ（基礎）の7科目14単位（うち法律科目は5科目10単位）となっている。他方、各コースはそれぞれコース指定科目を持っており、デジタルパンフレットによれば、スポーツ法学コースの場合にはスポーツ法学、スポーツ行政学、スポーツ経営論、スポーツマーケティング、スポーツ産業論の5科目10単位（うち法律科目はスポーツ法学の1科目2単位）である。

専門教育科目100単位のうち必修38単位（うち法律科目は上記7科目14単位）とコース指定の上記5科目10単位（うち法律科目は1科目2単位）を除いた残りの26科目52単位を、他の専門教育科目から修得しなければならないこととなるが、その中に法律科目でない科目が自由科目以外に38科目72単位あり、また、自由科目（26科目52単位、うち法律科目は2科目4単位）のうち20単位までを卒業要件単位として算入可能であることから、残り52単位を法律科目以外の科目により修得することは計算上可能であるように思われる。もしそうだとすれば、法律科目の必要修得単位数は12単位となる。

7. 認証評価機関からの評価

では、以上のようなカリキュラムについて、大学認証評価機関からはどのような評価が下されているのであろうか。

（1）清和大学法学部

財団法人日本高等教育評価機構による平成22年度大学機関別認証評価・評価報告書（平成23年3月）では、以下のように記されている。

まず、「Ⅱ 総評」では、「大学は、1学部1学科の単科大学であり、学

科の中には3つのコースが設けられている。」「教育課程は、コース別の編成方針に即して体系的に編成され、適切に実施されている。」「学部及びコース別のアドミッションポリシーが定められ、いずれも募集要項、ホームページに掲載され、適切に運用されている。」とされている。

次に「Ⅲ 基準ごとの評価」「基準2. 教育研究組織」では、「大学は、1学部1学科の単科大学であり、学科の中には3つのコースが適切に設けられている。」とされている。

さらに、同じくⅢの「基準3. 教育課程」では、「教育課程は、コース別の編成方針に即して基礎科目・専門教育科目とも体系的に編成されており、適切な授業科目が設定され（中略）ている。」とされている。

(2) 桐蔭横浜大学法学部

財団法人大学基準協会による平成23年度大学評価（認証評価）結果の「4. 教育内容・方法・成果」「(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」では、以下のように記されている。

「法学部は、『幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成』を教育目標としている。その下で『法学専門教育から法学基礎教育へ』『経済、国際関係、歴史、文化、哲学、数学、文学、芸術、情報、科学などの広範囲に及ぶ深い知識と理解』『外国語』教育の充実という3項目を教育の柱としている。法学部の理念・目的と教育目標は一貫しており、目指すべき方向性が明確に示されている。」

また、「(2) 教育課程・教育内容」では、法学部における段階的学修の推進や導入教育、法学部全体会と教務委員会との連携について前向きに評価し、「(3) 教育方法」では、履修指導、GPA、少人数教育、特色ある科目（模擬裁判、メディアエイション交渉）について触れるなどしている。

全体的に見て、コース制に関する特段の言及は見当たらない。

(3) 平成国際大学法学部

財団法人日本高等教育評価機構による平成21年度大学機関別認証評価・評価報告書(平成22年3月)では、以下のように記されている。

まず「Ⅱ 総評」では、「教育課程については、教育目的達成に向けて「国際性」を重視するとともに学生と社会のニーズを考慮して、法律一般・政治行政・経営法務・スポーツ福祉政策の4コースを設置し、それぞれの特徴に応じた教育内容を編成している。」「法学部だけの単科大学であるが、スポーツ福祉政策コースを設定して教育内容を広げる個性的試み(中略)積極的な教育的姿勢は、評価できる。」とされている。

次に、「Ⅲ 基準ごとの評価」「基準3. 教育課程」では、「法学部法学科に設けられた4コースを通して、建学の精神や大学の使命・目的あるいは社会ニーズに応じていく教育課程とその編成方針が定められており、教育課程編成方針に即して体系的かつ適切に教育課程が設定されている。」他方、同じくⅢの「基準2. 教育研究組織」では、「法学科に設置された既存の3コースと新しいスポーツ福祉政策コースとの間における学科としての一体性と各組織との関連性の確保については、今後の課題として認識されている。」ともされており、その点では大学側の今後の自主的な取り組みが期待されているように解される。

(4) 宮崎産業経営大学法学部

財団法人日本高等教育評価機構による平成22年度大学機関別認証評価・評価報告書(平成23年3月)の「基準3. 教育課程」には、以下のように記されている。

「教育目的達成のために、法学部には、行政システム・法律実践・スポーツ法学(中略)の3コース制をとり、希望進路に対応した学習ができるよう授業科目が設定されている。」

また、【優れた点】として、「希望進路に基づく3コース制など、建学の精神に含まれる「師弟同行」「実学の精神」を具体化したカリキュラムを

編成するとともに、段階的な学力養成、キャリア支援を実現している点は高く評価できる。」

8. 考察

(1) スポーツ系コースの個性

以上の検討を通じて、今回検討した4つの法学部スポーツ系コースが、法学部全体の中での位置づけ及びコースカリキュラムの内容に関して、それぞれ異なる個性を有することが明らかとなった。

すなわち、清和大学法学部スポーツ法コースは、卒業要件の設定において他のコースとの違いがそれほど顕著ではないこと、スポーツ関係の専門科目の設置が少ないことから考えて、法学部としての統一性に比較的重きを置くコースであるように思われる。その意味では、コース制を設けている趣旨とのバランスをどうはかるのか、という点が気にならないこともない。ただ、すべてのコースを通じて科目区分を見直し、分野別必要単位をなくし、また1年次を除いて配当年次を外して自由な履修を可能にするといった工夫をしていることは注目すべき点と言えよう。

桐蔭横浜大学法学部は、3つのコースに加えてスポーツと教職という2つの特殊コースをいわば2階建てのように重ね、3コースの個性と特殊コースの個性をともに活かそうと工夫している。ただ、コースの個性を活かした科目履修をしようとする、特に特殊コースをも選択する場合、2つのコースを掛け持ちすることになる点で、学生の負担が増えることが懸念される。その反面、3つのコース選択と、2つの特殊コース+特殊コースを選択しないという3つの選択を掛け合わせて、合計9種類のコース選択が可能となる点では、最も多様なコース制を展開するものとして前向きに評価できるようにも思われる。

平成国際大学法学部は、4つのコースを設定しているが、中でも法学部としてはユニークな（全国でこの大学にしかない）コースとして「スポーツ

福祉政策コース」を前面に押し出している。そして、法学科目の設置を控えめにする代わりに、豊富なスポーツ・福祉関連科目を用意して、将来この分野を目指そうとする学生にとっては魅力的なカリキュラムを提供しようと努めているのがわかる。

宮崎産業経営大学では2つの学部（法学部と経営学部）にスポーツ系のコースがあり、それらをまとめてスポーツコースとして売り出している。学部を超えたコース間連携を推進するものとして、進路支援科目の充実とあいまって、より広い範囲の受験生にアピールできるのではなかろうか。

（2） 法律科目の設置と履修

法律科目に関していえば、設置科目の過半数が法律科目である清和大学・桐蔭横浜大学と、半分を割り込む平成国際大学・宮崎産業経営大学との違いは小さくない。また、卒業のために必要な法律科目の単位数についても、2つのコースを同時履修するため40単位と比較的多くなってしまった桐蔭横浜大学のような例と、他の3大学のように15単位以下という例とに分かれている。それでも、授与する学位はすべて「学士（法学）」なのである。そして、そのようなコース編成やカリキュラムについて、平成国際大学の認証評価における指摘はあるにせよ、現時点で大学認証評価機関から改善を求められるなど特段の指摘を受けた事実は何もない。

（3） 結語

法学部のあり方について様々な議論があることは確かであるが、前号で検討した7大学法学部の例にもあるように、現代の法学部は多様な展開を遂げており、それはスポーツ系コースについても例外ではない。そして、今回の検討を通してより具体的に明らかになったように、4つの法学部スポーツ系コースは、いずれも他のコースと連携してそれぞれの法学部の教育目的を正当に支えており、大学認証評価機関もこれを正当に評価している。

このようなコースのあり方を、法学部のあり方に関する特定の立場を前提に一方的に論断してみても、あまり意味がないのではないだろうか。むしろ、新しい法学部のあり方を前向きに検討するためのよき題材として評価すべきものと筆者は考える。